

## 議案第67号関連資料

### ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業について

#### 1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給しようとするものです。

#### 2 事業の概要

給付金の名称	ひとり親世帯臨時特別給付金	
対象者 ・ 給付額	(1) 児童扶養手当受給世帯等への給付(基本給付)	(2) 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付(追加給付)
	次のいずれかに該当する者 ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者 ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る) ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者	左記の①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者
	1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円	1世帯5万円
対象件数(見込)	(世帯数) (第2子以降の児童数) 3,000世帯・1,600人	2,100世帯
予 算	給付金 198,000千円	給付金 105,000千円
	事務費 3,000千円	
財 源	国庫補助金(10/10)	

#### 3 実施スケジュール(予定)

日 程	内 容
7月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ホームページ及び広報あかし等で広報</li> <li>対象者(上記①の全員、②の一部)へ案内を発送</li> <li>申請受付開始</li> </ul>
7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付金の支給開始</li> </ul>